

締約国に関する情報 D J	ジブチ 一般情報	附属書 B 1 D J
国内官庁の名称	Office of Industrial Property and Commerce of Djibouti (ODPIC) (ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC))	
所在地	Plateau du Serpent, Avenue Mohamed Dileita, Immeuble Lyautey, Ville de Djibouti, Djibouti	
郵便のあて名	BP 2017, Ville de Djibouti, Djibouti	
電話番号	(253) 21 35 60 11	
ファクシミリ装置	(253) 21 35 60 92	
電子メール	dj.epct@odpic.dj	
インターネット	http://www.odpic.dj	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から1箇月以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
ジブチの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ジブチが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) (国内段階参照)	
ジブチを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加証	

[次頁に続く]

D J	ジブチ (続き)	D J
国際型調査に関するジブチの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
ジブチが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ジブチが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	